

社会保険しずおか



東海道新幹線開業60年

Contents

- 被用者保険の適用拡大のメリット(年金・医療) 2
- 被用者保険の適用拡大のメリット(保険料) 3
- 社会保険における「報酬」・「賞与」の考え方について 4
- 社会保険の手続きは電子申請で簡単に 5
- 協会けんぽ加入の事業主・事務ご担当者様へ
令和6年度被扶養者資格再確認のご協力をお願い 6
- 静岡県内の事業所様の約21,000社がご登録済み!
健康保険委員のご登録はお済みですか? 7
- 未治療者の方に事業所経由で受診勧奨を行っています 7
- 美術館・博物館利用補助券のご案内 8
- 施設優待事業からのお知らせ 8
- 「シニアライフセミナー」開催のご案内 8

令和7年度から協会費の口座振替を開始します

令和7年度・協会費納入から、ご要望いただいております「口座振替」をご利用いただけるよう準備を進めております。
ご希望される会員事業所様につきましては、同封の口座振替にかかる案内に基づき、申込期限までに口座振替依頼書の提出をお願いします。
事前の事務手続きについて、ご協力をよろしくお願いいたします。

「シニアライフセミナー」を開催します

定年を迎える皆さんに今後の生活に役立つ情報を提供します。多数の参加をお待ちしております。
(申込書は最終ページにあります。)

年金相談はご予約で!!

年金事務所での年金相談は待たずに快適な予約相談をご利用ください。
予約受付専用電話 **【0570-05-4890】** (ナビダイヤル)

被用者保険の適用拡大のメリット(年金・医療)

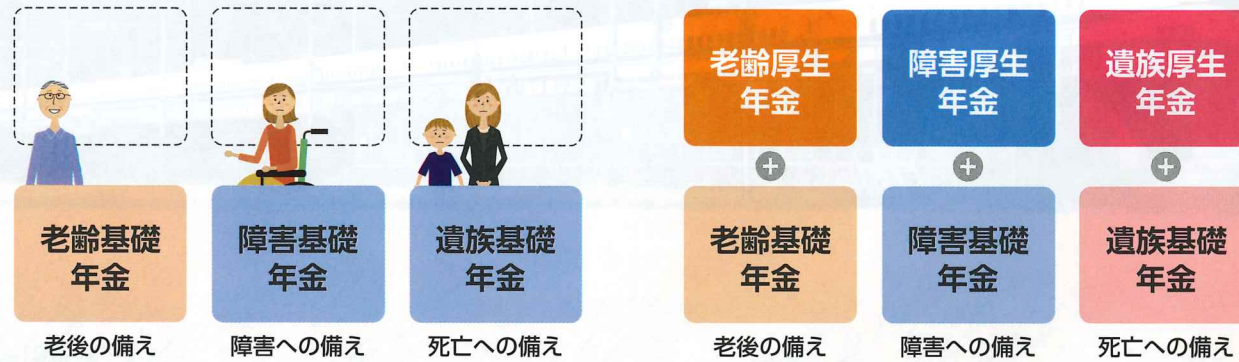
令和6年10月からの短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大のメリットをお知らせします。

年金メリット

厚生年金保険においては、老齢、遺族、障害の3つの保障が充実し、年金が「2階建て」になります。

厚生年金保険に加入することで
「基礎年金」に加えて「厚生年金」が受け取れます。

加入前(国民年金のみ) → 加入後(国民年金+厚生年金保険)

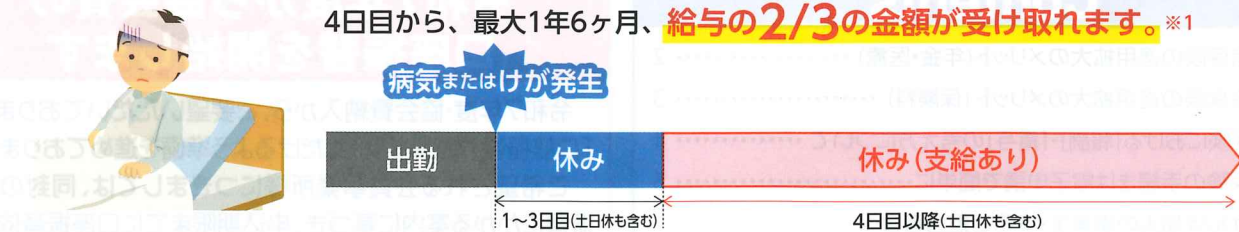


医療メリット

医療保険においては、ケガや病気で会社を休んだ時に「傷病手当金」、産前産後休業期間中に「出産手当金」を受け取ることができます。

① 傷病手当金……業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、(医師の意見書が必要)

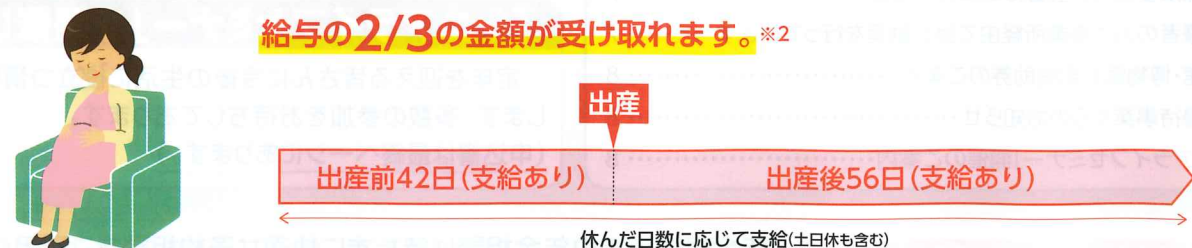
4日目から、最大1年6ヶ月、給与の2/3の金額が受け取れます。*1



*1 支給額の例 | 30日休んだ場合は58,860円支給/1日あたり2,180円(非課税) *月額給与98,000円の場合

② 出産手当金……出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間

給与の2/3の金額が受け取れます。*2



*2 支給額の例 | 98日休んだ場合は213,640円支給/1日あたり2,180円(非課税) *月額給与98,000円の場合

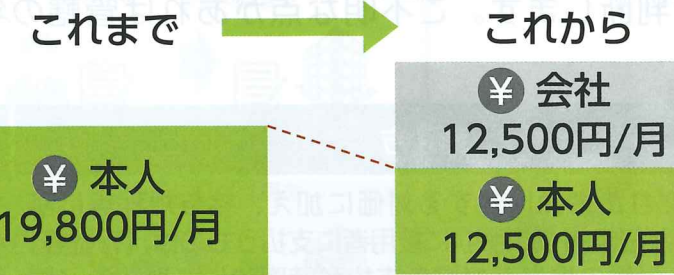
被用者保険の適用拡大のメリット(保険料)

令和6年10月からの短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大のメリットをお知らせします。

パート・アルバイトの方

保険料は口座振替から給料天引きに!

これまで口座振替などの方法で支払っていた国民年金・国民健康保険料が、厚生年金保険料・健康保険料に変わり、給料からの天引きになります。なお、保険料の半分は会社が負担します。

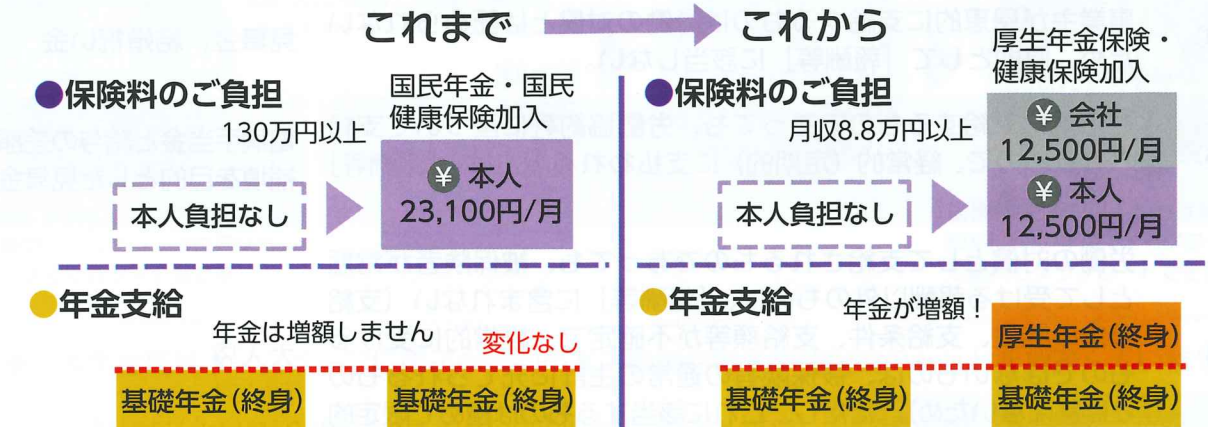


*金額は、月収8.8万円の例です。

配偶者の扶養の範囲内でお勤めの方

扶養基準(130万円)を意識せず働ける!

これからは、所定内賃金が月額8.8万円以上等の各種要件を満たした場合に、厚生年金保険、健康保険に加入し保険料負担(労使折半)が新たに発生するものの、その分保障も充実します。



*金額は一例です。

*金額は一例です。

社会保険における「報酬」・「賞与」の考え方について

社会保険における「報酬」・「賞与」（以下「報酬等」という。）の考え方についてお知らせします。

● 報酬等の基本的な考え方

「報酬等」は、厚生年金保険法、健康保険法において「労働者が、労働の対償として受けるすべてのもの」と規定されており、労働の対償として経常的かつ実質的に受けるもので、被保険者の通常の生計に充てられるすべてのものを包含します。

「報酬等」に該当するか否かは、手当の名称等で判断するのではなく、手当の内容に基づき判断することとなります。具体的には、下表の考え方に照らして「報酬等」に該当するか否かを判断します。ご不明な点があれば管轄の年金事務所にご相談ください。

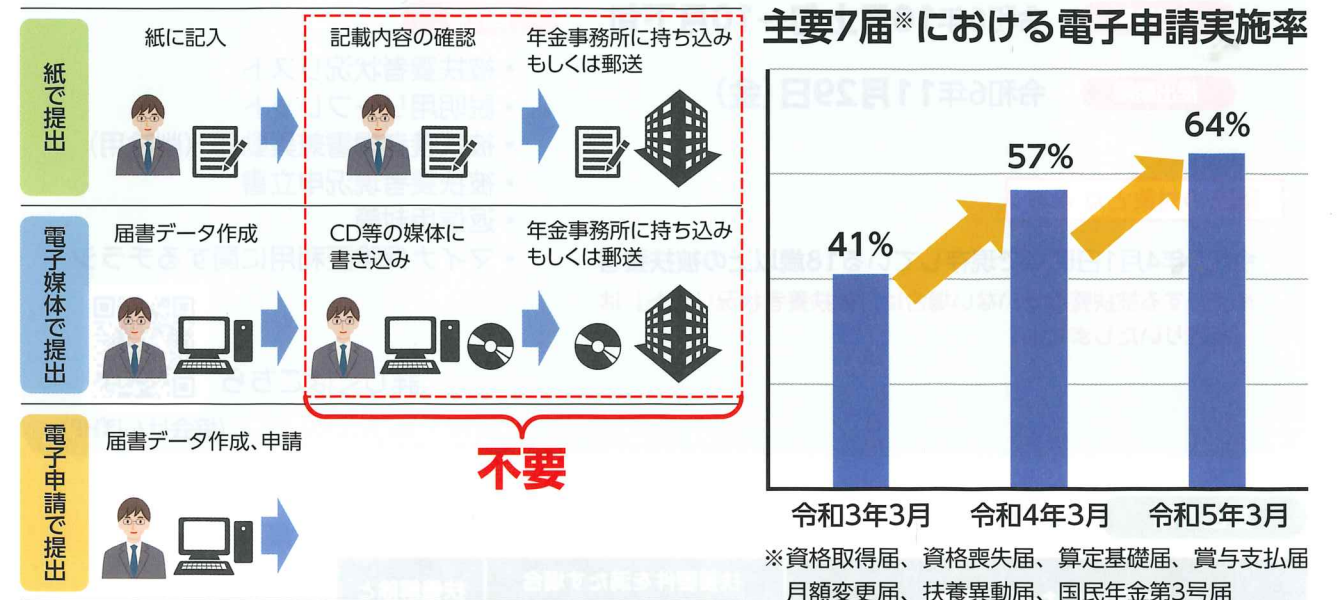
項番	考え方	例
①	現実に提供された労働に対する対価に加え、給与規程等に基づいて使用者が経常的（定期的）に被用者に支払うものは、「報酬等」に該当する。労働の提供と対償の支払が時間的に一致する必要はなく、将来の労働に対するものや、病欠中や休業中に支払われる手当であっても労働の対償となり、「報酬等」に該当する。また、雇用契約を前提として事業主から食事、住宅等の提供を受けている場合（現物給与）も「報酬等」に含まれる。	賃金、給料、俸給、賞与、インセンティブ、通勤手当、扶養手当、休業手当
②	労働の対償として受けるものでないものは、「報酬等」に該当しない。	傷病手当金、労働者災害補償保険法に基づく休業補償、解雇予告手当
③	事業主が負担すべきものを被保険者が立て替え、その実費弁償を受ける場合、労働の対償とは認められないため、「報酬等」に該当しない。	出張旅費、赴任旅費
④	事業主が恩恵的に支給するものは労働の対償とは認められないため、原則として「報酬等」に該当しない。	見舞金、結婚祝い金
⑤	恩恵的に支給するものであっても、労働協約等に基づいて支給されるもので、経常的（定期的）に支払われる場合は、「報酬等」に該当する。	傷病手当金と給与の差額補填を目的とした見舞金
⑥	労働の対償として支給されるものであっても、被保険者が常態として受ける報酬以外のものは、「報酬等」に含まれない（支給事由の発生、支給条件、支給額等が不確定で、経常的に受けるものではないものは、被保険者の通常の生計に充てられるものとは言えないため）。ただし、これに該当するものは極めて限定的である。	大入袋

社会保険の手続きは電子申請で簡単に

社会保険（健康保険・厚生年金保険）手続きは、「電子申請」をご利用ください。

電子申請のメリット

- 24時間365日インターネットを使ってどこからでも申請可能です。
- 移動時間の節約や交通費、郵送費の削減が期待できます。
- 申請結果（決定通知書、被保険者証等）は、紙と比べて早く受け取れます。



電子申請のご利用方法(例：GビズIDと届書作成プログラムを利用した電子申請)



★日本年金機構ホームページに電子申請利用案内動画や電子申請相談チャットを掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

日本年金機構 電子申請 検索

協会けんぽ加入の事業主・事務ご担当者様へ 令和6年度被扶養者資格再確認のご協力をお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認ですので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

実施方法

対象の被扶養者の方が資格要件を満たしているかご確認いただき、協会けんぽから届いた「被扶養者状況リスト」に確認結果をご記入のうえ、同封の返信用封筒にてご提出ください。

送付時期 令和6年10月上旬～10月下旬

送付物

- 被扶養者状況リスト
- 説明用リーフレット
- 被扶養者調書兼異動届（削除用）
- 被扶養者現況申立書
- 返信用封筒
- マイナ保険証利用に関するチラシ

提出期限 令和6年11月29日(金)

確認の対象となる方

令和6年4月1日時点で現存している18歳以上の被扶養者
※該当する被扶養者がいない場合は「被扶養者状況リスト」はお送りいたしません。

詳しくはこちら



(協会けんぽHP)

提出書類

ご提出いただく書類	扶養要件を満たす場合		扶養解除となる場合
	同居	別居	
被扶養者状況リスト	○	○	○
被扶養者現況申立書 + 確認書類(※)		○	
被扶養者調書兼異動届			○

該当被扶養者の保険証や高齢受給者証等を添付

※国内在住の場合は仕送りの事実と仕送り状況が確認できる書類(学生の場合は省略可能)、海外在住の場合は海外特例要件に該当していることが確認できる書類

令和5年度の実施結果(全国)

扶養解除者数 約7.1万人

高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約10億円

加入者の皆さまにご負担いただいている健康保険料の一部は、高齢者医療制度への拠出金に充てられています。この拠出金は加入者数等に応じて算出されるため、加入者数の是正が負担額の軽減につながります。

資格再確認に関する問い合わせ

説明用リーフレットに記載しております専用ダイヤルへご連絡ください。

静岡県内の事業所様の約21,000社がご登録済み! 健康保険委員のご登録はお済みですか?

健康保険委員とは?

健康保険委員とは、協会けんぽと事業所の架け橋として、日常業務に支障のない範囲で従業員様への健康保険に関する周知広報や手続き等の相談対応のほか、健診等をはじめとした保健事業を含む健康保険事業の推進にご協力いただく方です。事業所で1名以上、被保険者様のご登録をお願いしています。(ご登録は任意です)

健康保険委員に登録すると……

登録無料

健康保険事務に役立つ情報を提供します!

毎月メールマガジンにてお役立ち情報をお届けします!

健康保険制度や申請書の記入方法等についてまとめた冊子「協会けんぽGUIDE BOOK」をお届けします。



健康保険制度や最新情報を掲載した「けんぽご担当者様便り」や季節に沿った健康コラムをメールマガジンとして配信しています。※メールマガジンおよび「けんぽご担当者様便り」を受け取るにはメールアドレスのご登録が必要です

健康保険委員限定の研修会にご参加いただけます!

今年度は11月～12月にかけて3日間開催!
開催内容の詳細・参加申込書はこちらから▶

健康保険の制度や事務手続きについて理解を深めていただくために、年に一回研修会を開催しています。(ご参加は任意です)

(協会けんぽ静岡支部HP)



健康保険委員のご登録は、「事務ご担当者(健康保険委員)届出用紙」をFAXまたは郵送でご提出ください。

※上記の健康保険委員研修会の参加申込書をご提出された方は、こちらのご提出は不要です。

届出用紙はこちらからダウンロードできます▶



(協会けんぽ静岡支部HP)

お問い合わせ先

企画総務グループ ☎054-275-6601 (自動音声案内4番)

未治療者の方に事業所経由で受診勧奨を行っています

協会けんぽでは、現役世代でも発症する可能性がある心筋梗塞などの予防も含め、以下の枠に書かれている**血圧値**及び**血糖値**、**脂質**の値に該当する被保険者の方について、受診勧奨を実施しています。面倒だと思わず、健診結果という体の声を無視せずに、ぜひ受診をお願いします。

- 収縮期血圧160mmHg以上または拡張期血圧100mmHg以上
- 空腹時血糖値160mg/dl以上またはHbA1c8.4%以上
- 空腹時血糖値126mg/dl以上159mg/dl以下
またはHbA1c6.5%以上8.3%以下かつLDLコレステロール180mg/dl以上

特に静岡県在住の方は、脂質の値に問題があっても受診されていない方が多いです

事業主の皆さまへのお願い

健診結果から医療機関への受診が必要と判定された被保険者様には、受診が必要であることを事業主様からお声掛けいただくとともに、被保険者様が受診できるように配慮していただくようお願いいたします。

また、協会けんぽの委託業者もしくは健診機関から、受診の確認電話が来た場合は、なるべくご本人と話ができますよう、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

美術館・博物館利用補助券のご案内

令和7年1月31日までご利用できます!

申込期限 10月31日(木)から11月29日(金)まで延長
させていただきます。
※追加申込みもできます。

各対象施設(県内5施設)では、様々な企画展示を行っております。
当補助券をご利用いただき、「芸術の秋」をお楽しみください。



企画展・施設情報、
申込方法等はこちら

静岡県社会保険協会 美術館 検索

施設優待事業からのお知らせ

- ・亀の井ホテル(30施設)はMYSTAYSホテルグループ(150施設)に拡大され、優待内容も変更となっております。
- ・湯快リゾートは、10月31日をもって優待利用契約終了となります。

※その他、タイムズカーレンタルも、8月31日帰着分をもって優待サービスを終了しました。

施設情報、優待内容等はこちら

静岡県社会保険協会 施設優待 検索

「シニアライフセミナー」開催のご案内

定年を迎える皆さんに「年金・医療保険」「生きがい」「暮らしと経済」についての情報を提供し、シニアライフの知識をもつことで、今後のライフプラン設計に役立てていただくためのセミナーを開催します。

従業員の皆さん、ともにお誘い合わせのうえ、多数の参加をお待ちしております。

◇日時・会場

地区	開催日・会場	開催時間：13:00~16:30	会場住所
東部	11月8日(金) プラサヴェルデ		沼津市大手町1-1-4
中部	11月19日(火) 静岡労政会館		静岡市葵区黒金町5-1
西部	11月28日(木) アクトシティ浜松 コンgressセンター		浜松市中央区板屋町111-1

※会場によっては、駐車場がありませんので、ご注意ください。

- ◇内 容 年金・医療保険／ライフプランと生きがい／家庭経済プラン
- ◇受講対象者 近く退職予定の方(ご夫婦での参加をお勧めします)及び労務担当者
※一事業所何名様でもご参加いただけます。(受講申込者多数の場合はご相談させていただきます。)
- ◇講 師 社会保険労務士、年金ライフプラン専任講師
- ◇受講料 無料(当日、退職後の生活設計に役立つテキスト、資料を配付します。)
- ◇お申込み 下記の「受講申込書」にご記入いただき、FAXにて10月25日(金)までにお申込みください。本年度の当会会費納入済事業所様のみ、申込みを承ります。
- ◇定 員 各会場とも30名(先着順)※開催日一週間前までに受講者あて「受講票」をお送りします。
- ◇お問合せ 一般財団法人 静岡県社会保険協会 TEL:054-255-0217(8:30~17:00/土日祝日休)
- ◇共 催 一般財団法人 全国社会保険共済会／全国社会保険委員会連合会

「シニアライフセミナー」受講申込書

申込先：(一財)静岡県社会保険協会あて
FAX:054-255-3840

〒 事業所 所在地	会員番号	(宛名シールに記載の6桁の数字)
	TEL	
	FAX	

東部会場 11/8(金)	中部会場 11/19(火)	西部会場 11/28(木)
受講者氏名	受講者氏名	受講者氏名

次号は12月中旬に
発行します

●年金基礎講座(1・2月開催)/その他、支部事業(チラシ)等ご案内します。

※健康づくりDVD好評貸出中! →

静岡県社会保険協会 検索

